

酒田市国民健康保険運営協議会
会 長 阿 部 建 治 殿

酒田市長 丸 山 至

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

このことについて、酒田市国民健康保険規則第 2 条の規定により、下記のとおり貴協議会に意見を求めます。

記

1 酒田市国民健康保険税条例の一部改正

（１）国民健康保険税額について、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の各割額を改定するもの

①税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額

【基礎課税額分】

		改正前	改正後
所得割額		5.9%	5.7%
被保険者均等割額		19,200 円	18,700 円
世帯別 平等割額	下記以外世帯	14,200 円	13,900 円
	特定世帯	7,100 円	6,950 円
	特定継続世帯	10,650 円	10,425 円

【後期高齢者支援金等課税額分】

		改正前	改正後
所得割額		2.4%	2.2%
被保険者均等割額		8,400 円	8,200 円
世帯別 平等割額	下記以外世帯	6,200 円	6,000 円
	特定世帯	3,100 円	3,000 円
	特定継続世帯	4,650 円	4,500 円

②低所得者軽減

【基礎課税分】

			減額する額	
			改正前	改正後
7 割 軽 減	被保険者均等割額		13,440 円	13,090 円
	世帯別平等割額	下記以外世帯	9,940 円	9,730 円
		特定世帯	4,970 円	4,865 円
		特定継続世帯	7,455 円	7,297 円

5 割 軽 減	被保険者均等割額		9,600 円	9,350 円
	世帯別平等割額	下記以外世帯	7,100 円	6,950 円
		特定世帯	3,550 円	3,475 円
		特定継続世帯	5,325 円	5,212 円
2 割 軽 減	被保険者均等割額		3,840 円	3,740 円
	世帯別平等割額	下記以外世帯	2,840 円	2,780 円
		特定世帯	1,420 円	1,390 円
		特定継続世帯	2,130 円	2,085 円

【後期高齢者支援金等課税額分】

			減額する額	
			改正前	改正後
7 割 軽 減	被保険者均等割額		5,880 円	5,740 円
	世帯別平等割額	下記以外世帯	4,340 円	4,200 円
		特定世帯	2,170 円	2,100 円
		特定継続世帯	3,255 円	3,150 円
5 割 軽 減	被保険者均等割額		4,200 円	4,100 円
	世帯別平等割額	下記以外世帯	3,100 円	3,000 円
		特定世帯	1,550 円	1,500 円
		特定継続世帯	2,325 円	2,250 円
2 割 軽 減	被保険者均等割額		1,680 円	1,640 円
	世帯別平等割額	下記以外世帯	1,240 円	1,200 円
		特定世帯	620 円	600 円
		特定継続世帯	930 円	900 円

(2) 未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の2分の1を減額するもの

【基準課税額分】

軽減割合	改正前		改正後	
	減額前	減額後	減額前	減額後
7割軽減	5,760 円	2,880 円	5,610 円	2,805 円
5割軽減	9,600 円	4,800 円	9,350 円	4,675 円
2割軽減	15,360 円	7,680 円	14,960 円	7,480 円
軽減なし	19,200 円	9,600 円	18,700 円	9,350 円

【後期高齢者支援金等課税額分】

軽減割合	改正前		改正後	
	減額前	減額後	減額前	減額後
7割軽減	2,520 円	1,260 円	2,460 円	1,230 円
5割軽減	4,200 円	2,100 円	4,100 円	2,050 円
2割軽減	6,720 円	3,360 円	6,560 円	3,280 円
軽減なし	8,400 円	4,200 円	8,200 円	4,100 円

2 施行期日

令和5年4月1日